

乗降用リフト装置付バス利用支援補助金交付要綱

29産労観振第244号

平成29年6月16日

一部改正 30産労観振第199号

平成30年6月4日

一部改正 30産労観振第1192号

平成31年3月29日

一部改正 4産労観受第607号

令和4年7月1日

(通 則)

第1条 乗降用リフト装置付バス利用支援補助金（以下「補助金」という。）の交付については、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）及び東京都補助金等交付規則の施行についての通達（昭和37年12月11日37財主調発第20号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目 的)

第2条 この事業は、東京都内の旅行業者が高齢者や障害者を受け入れるため、乗降用リフト装置付バスを貸切で手配し募集型企画旅行又は受注型企画旅行を催行した場合に、通常のバスの貸切バス料金と乗降用リフト装置付バスの貸切バス料金の差額について補助を行うことで、旅行業者のアクセシブル・ツーリズムへの参入を促し、高齢者や障害者が観光をする際の環境整備へ繋げることを目的とする。

(定 義)

第3条 この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1)「通常のバス」とは、乗降用リフト装置を備えていない一般貸切旅客自動車運送事業を登録する事業者のバスをいう。
- (2)「乗降用リフト装置付バス」とは、高齢者や障害者の乗降用にリフト装置を備えた一般貸切旅客自動車運送事業を登録する事業者のバスをいう。
- (3)「補助事業」とは、高齢者や障害者を対象とした募集型企画旅行又は受注型企画旅行を催行した場合に、乗降用リフト装置付バスを貸切で手配する事業をいう。
- (4)「補助事業者」とは、この要綱の規定に基づき、補助事業を行う東京都内に主たる営業所を置く旅行業者で、かつ旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定に基づく登録を受けている者をいう。
- (5)前号の規定にかかわらず、法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）

以下「条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員等(条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。)に該当する者があるものは、補助事業者としない。

(補助金の交付対象)

第4条 補助金は、補助事業者が補助事業を行う際に必要となる移動に係るバス経費の一部について、予算の範囲内において補助事業者に交付するものとする。

2 補助事業者が行う事業は、交付決定の日から当該年度の末日までの期間に実施完了した事業とする。

(補助金の額)

第5条 補助事業者に対しバス1台につき交付する補助金の額は、1台当たりの通常のバスの貸切バス料金と乗降用リフト装置付バスの貸切バス料金の差額代金(1千円未満の端数は切り捨て)又は50,000円のいずれか低い額とする。なお、通常のバスの貸切バス料金については、「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令について(平成26年3月26日、関東運輸局長公示)」(国土交通省所管)により算出した料金とする。ただし、一社当たりの通年の補助上限台数は20台とする。

2 前項の規定にかかわらず、本補助金以外の補助金又は助成金を併用して交付を受けることはできないものとする。

3 補助事業における消費税及び地方消費税やその他租税公課相当額については、補助対象経費から除く。

(補助金の交付申請)

第6条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、知事が定める期日までに、別記第1号様式による補助金交付申請書に必要な書類を添えて知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 知事は、前条の補助金交付申請書の提出を受けたときは、その内容を精査し、必要に応じて現地調査等を行い、適正と認めるときは補助金の交付決定を行い、別記第2号様式による補助金交付決定通知書により補助事業者に通知するものとする。また、交付しないと決定したときは、その旨を別記第2号様式の2により申請者に通知するものとする。

2 知事は、前項による交付決定に当たっては、必要に応じて審査会を設置して審査を行うことができる。

3 知事は、第1項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第8条 補助事業者は、前条の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定の通知を受けた日から14日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出することにより、申請の取下げをすることができる。

2 前項に規定するほか、交付申請後に申請を取り下げようとするときは、遅滞なくその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(事情変更による決定の取消し等)

第9条 知事は、交付決定後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、交付決定の全部又は一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 前項の規定による交付の決定を取り消すことができる場合は、天災事変その他補助金の交付決定後生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合に限る。

3 第1項の規定による交付決定の取消しにより特別に必要なになった事務及び事業に対しては、次に掲げる経費に係る補助金を交付することができる。

(1) 補助事業に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費

(2) 補助事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費

4 前項の規定による補助金の額の前項第1号又は第2号に掲げる経費に対する割合その他その交付については、第1項の規定による取消しに係る補助事業についての補助金に準ずる。

(補助事業の内容変更)

第10条 補助事業者は、補助事業の内容を著しく変更しようとする場合は、あらかじめ別記第3号様式による変更承認申請書に必要な書類を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の承認を行う場合は、別記第3号様式の2により、補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第11条 補助事業者は、補助事業を中止しようとする場合又は廃止しようとする場合は、あらかじめ別記第4号様式による中止(廃止)承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の承認を行う場合は、別記第4号様式の2により補助事業者に通知する

ものとする。

(補助事業遅延等の報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が当該年度内に完了することができないと見込まれるとき又はその遂行が困難となったときは、速やかに別記第5号様式による補助事業遅延等報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(遂行状況)

第13条 知事は、補助事業の遂行状況について、補助事業者との連携を密にし、必要に応じて職員に現地調査を行わせるなど、補助事業の進捗の把握に努めるものとする。

(状況報告)

第14条 知事は、補助事業の円滑な執行を図るため、必要に応じて補助事業者に対し遂行状況に関して報告を求めることができる。

(遂行命令等)

第15条 知事は、第13条の現地調査及び前条の補助事業者からの報告等により、補助事業が交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命じることができる。

2 知事は、補助事業者が前項の命令に違反したときは、補助事業者に補助事業の一時停止を命じることができる。

(実績報告)

第16条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から20日を経過した日又は翌会計年度4月5日のいずれか早い日までに、必要な書類を添えて、速やかに別記第6号様式による実績報告書を知事に提出しなければならない。

2 第11条第1項の規定により廃止の承認を受けたときも前項の規定を準用する。

(補助金の額の確定)

第17条 知事は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、別記第7号様式により補助事業者へ通知するものとする。

2 前項の規定により交付すべき補助金の額は、第5条の規定により算出する額(1千円未満の端数は切り捨て)又はその交付決定額のいずれか低い額とする。

(補助金の支払)

第18条 知事は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、補助金を支払うものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、別記第8号様式による補助金請求書を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第19条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員又は使用員その他の従業員若しくは構成員を含む。）が暴力団員等に該当するに至ったとき。
- (4) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は補助金の交付決定に基づく命令に違反したとき。

(補助金の返還)

第20条 知事は、前条の規定による補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、既に補助事業者に補助金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(補助金の経理等)

第21条 補助事業者は、補助事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類及び事業内容に関する資料その他の関係書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存するものとする。

2 補助事業者は、補助事業の完了後、知事が求めた場合は、前項の書類等について公開しなければならない。この場合において、公開期限は補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間とする。

(検査及び事業効果の報告)

第22条 補助事業者は、補助事業の完了した日が属する会計年度の終了後5年間において、知事が東京都職員をして、補助事業の運営及び経理等の状況について検査させた場合、又は補助事業の事業効果について報告を求めさせた場合には、これに応じなければならない。

(違約金及び延滞金の納付)

第23条 第19条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部の取消しを行い、第2

0条の規定により補助金の返還を命じたときは、知事は、補助事業者が補助金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、補助金の額（一部を返還した場合のその後の期間においては既返還額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を補助事業者に納付させなければならない。

2 補助金の返還を命じた場合において、補助事業者が定められた納期日までに補助金を納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

（違約加算金の基礎となる額の計算）

第24条 前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

（延滞金の基礎となる額の計算）

第25条 第23条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

（非常災害の場合の措置）

第26条 非常災害等による被害を受け、補助事業の遂行が困難となった場合の補助事業者の措置については、知事が指示するところによる。

（その他）

第27条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、知事が別にこれを定める。

附 則

この要綱は、平成29年6月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年７月１日から施行する。